教職教育センタージャーナル投稿規程

２０１４年１０月１６日制定
２０２４年9月９日改定

１．（目的）

神戸学院大学教職教育センターは、教職教育に関する研究成果や実践報告を収集・蓄積・発信することにより、組織的な教員養成に寄与することを目的として「教職教育センタージャーナル」（以下、本ジャーナルという）を発行する。

２．（受領原稿）

本ジャーナルが受領する原稿の種類は以下のとおりとし、（３）を除き他のメディアに未発表または現在投稿されていないものに限る。なお、投稿者は下記のどの区分での掲載を希望するかを、投稿申請時に明記すること。

（１）論文：教職教育に関する研究論文で、著者自身によるオリジナルな研究成果をまとめたもの

（２）実践研究：授業実践、教材・教具の開発等、教職教育に関する実践をまとめたもの

（３）その他：教職教育センター・各学部等の活動報告、教職教育に関わる研究会・研修会・講演会などの参加報告、資料紹介、書評、学生の活動記録等

３．（刊行頻度）

本ジャーナルは、原則として年１回刊行する。

４．（ホームページでの公開）

本ジャーナルに掲載する論文等は、原則として教職教育センターのホームページ上で公開する。

５．（編集委員会及び編集委員長）

本ジャーナルの編集委員会は、教職教育センター委員会がこれを担当し、編集委員長は教職教育センター所長がこれを兼務する。

６．（編集委員会の権限）

編集委員会は、受領原稿を審査の上、ジャーナル掲載の採否を決定する。ただし、受領原稿（１）（２）の掲載に関する採否については、原則として２名以上の査読者による査読を経て、最終的に編集委員会の審査により決定する。なお、査読者については、編集委員長の判断に基づいて学内外の研究者に依頼し、その氏名の公表は行わないものとする。

７．（事務局）

本ジャーナルの編集委員会事務局を教務センター教務グループに置く。

８．（投稿資格）

本ジャーナルに投稿が認められる者は、原則として本学の教職員または学生とする。ただし、編集委員会が認めた場合はこの限りではない。

９．（掲載の順序）

論文の掲載の順序は、原則として原稿の種類ごとに受理の順とする。

１０．（校正）

著者は原稿と照合して校正を行う。その際、原稿の書き換えは行わないものとする。

１１．（執筆要領）

執筆要領は別に定める。

１２．（著作権）

掲載された論文等の内容についての責任は著者が負うものとする。また、その著作権は著者に属し、編集出版権は神戸学院大学教職教育センターに属する。

１３．（その他）

その他必要な事項は、編集委員会で定める。

１４．（要項の取扱い）

本要項の取扱いは、教職教育センター委員会が行う。